|  |
| --- |
| 排水接続物件の維持管理について本申請において施工する排水接続物件については、下記の点に留意して適切な維持管理に努めます。記１．排水接続物件は雨水排水のために利用し、その他の目的では使用しません。２．排水接続物件は、申請者が維持管理をおこないます。３．排水接続物件に伴う苦情、事故、損害等については申請者が責任をもって対応します。４．水路改修をおこなう際に、排水接続物件が支障となる場合には申請者の負担にて対応します。５．第三者に所有権等の権利を移転するときは、本内容を当該第三者に十分説明したうえで維持管理を引き継ぎます。　　　　　年　　月　　日申請者　住　所（所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称及び代表者名） |